

**令和元年度 違反建築防止週間
小規模な宿泊施設等のパトロールを実施しました！**

1 概要

国土交通省及び自治体が連携して実施する「違反建築防止週間(令和元年10月15日から10月21日まで)」で行う全国一斉パトロールに合わせて、本市では二つの取組みを行いました。

(1) 小規模な宿泊施設について

平成30年4月1日から令和元年6月24日(改正建築基準法施行日前日)までの期間で、営業面積が200平方メートル以下で旅館業法の営業許可を取得した建築物を調査しました。

(2) 防火戸ピクトグラムについて

多くの方が利用する建築物を対象に、建築物の所有者等に対して、市民の皆様への命を守る「防火戸」の重要性を理解していただくための防火戸ピクトグラムのステッカーを普及啓発として1,739枚配布しました。

今後、違反があった物件については、関係者に対して適切に是正指導してまいります。また、戸建住宅や共同住宅等から宿泊施設に転用された物件の多くに違反があったことから、転用の際は法令順守するよう注意を促す等、未然防止に努めてまいります。

2 調査結果

点検件数	違反建築物件数	事 項 別 違 反 件 数					啓発指導等
		無確認建築	道路関係違反	容積率・建ぺい率・高さ・斜線制限違反	用途違反	その他(※)	
43	3	0	0	0	0	3	43

(※) 主な違反内容

- ・非常用照明が設置されていない
- ・階段の踏面が規定の寸法を満たしていない
- ・有効な排煙窓が確保されていない

お問合せ先
建築局違反对策課長 高橋 伸彰 Tel 045 - 671 - 3855

※本件は、神奈川県と同日に発表しています。